

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷十第

行發日一月六年九正大

論 說

財産税の利弊

法學博士 神戸 正雄

鎌倉時代の家族制度(五)

文學博士 三浦 周行

Jan de Witt に就きて(二・完)

法學博士 財部 静治

龔自珍の農宗說

文學士 小島 祐馬

明治の米價調節(七、完)

法學士 本庄榮治郎

人格主義に於ける經濟と人生の一考察(一)

法學士 石川 興二

時事問題

目下の恐慌及び失業

法學博士 戸田 海市

恐慌の對策と銀行業者

法學士 大森 研造

雜 錄

北米合衆國に於ける農耕地

法學博士 高岡 熊雄

汐見法學士に答ふ

法學博士 武藤 山治

經濟生活の道德化

法學博士 神戸 正雄

古代に於ける植民史訓

法學博士 山本美越乃

附錄

本誌第十卷總目錄

汐見法學士に答ふ

武藤 山治

所得稅改正法案に關する小生の意見に對する汐見法學士の批評は全く小生の論旨を誤解せられたるものなれば左に簡單に説明して再び學士の高教を仰がんとす。

一、小生は綜合稅に反對せず又個人の所得に累進課稅することにも反對せずダイヤモンド誌上小生の論文御再讀を請ふ。

一、小生の反對するは株式會社の所得（收益又は配當金の語を以てすれば一層明瞭なるべし）及保留金に累進課稅するの非なる次第を述べたるものなり。

一、個人の所得に累進課稅するは社會政策に叶ふべきも株式會社は其株主中に貧乏人もあれば

會社の所得に累進課稅するは其目的に反すと思ふものなり。小生の特に反對するは株式會社の積立金に累進課稅するの不可なる點にあり。其理由は斯くすれば1)平時積立を少なくして不況時に處する用意を缺くべく2)既に多くの積立を有するものは課稅を輕減する目的を以て大に資本を増加するが故に收稅の目的は達せられずして空人氣の時は斯くして増發されし株式を會社の貸借表を知らざる無辜の投資者が高い値段にて脊負ひ込み徒らに投機業者の餌となるのみにて非社會政策の甚しきものなりと唱え立法者の反省を促したるものなり。

一、立法者の言ひ前は積立金に累進課稅せざるときは富豪の設立せる會社が積立を多くして負擔を免がれる故止むを得ずと稱するも富豪の會社は資本を大に増すこと自由にて従つて積立金の資本に對する割合を多くするも少なくするも自由自在なれば折角の立法者の名案も何等其效なくして多くの他の眞正なる株式會社を累するものなれば、立法者の辯明も理由なきものなり

かゝる場合に處し收税の目的を達し會社の基礎たる積立金破壊の惡結果も來さず。巧に立法する名案あるも茲には多岐に涉るが故に省略す。

小生の意見は利害關係者の意見を徵せずして不意打に立法せんとする時は却つて豫期に反するものなれば、立憲國の政治家はかゝる國民に重大の利害關係ある問題は廣く衆智を集め取捨決定すること至當なりと考へ、當局者の反省を促したるものなり。家を建てたる經驗なくして借家法案を作るの不可を唱へたるは他意あるにあらず立法者が自身のみ萬能とせるを戒めたるのみ。

一、新所得税法が非社會政策なることは個人の場合に於ても合名會社又は合資會社にすれば脱税容易なるの缺點あることにて、會社組織に出來ぬ收入少なきものが多く負擔する結果となるに依り明らかなり。

一、小生の私見は所得税法と財産税法とを併せ實行することにせば稍公平と思ふものにて汐見學士の如き有識者の研究を切望するものなり。

公債證書を持てば無税となり地所を持てば税は安くて財産が殖える働らくもの丈苦しめるようなる日本の税法は強ち社會政策の上乗なるものと思はれず汐見學士の御意見如何。

以上小生の論旨御了解の上は汐見學士の小生の所論に對する御批評は變更せらるべしと信ずるものなり。

小生は綜合税に反對せず故に其事を述べざりし爲め小生が綜合税に反對すると速了して批評せられたるものなるべし。但學士の親切なる批評に對しては謝意を表するものなり。